

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（27改正）募集要項

### 〈 背景 〉

森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎・高齢化により地域住民と森林との関係が希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

### 〈 事業 〉

そのため、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、教育・研修活動などについて取組みを支援します。

#### 1 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた3名以上で構成する組織

#### 2 応募条件

- (1) 活動組織 ①組織の規約が定められていること。  
 ②森林所有者と活動に関する協定者を締結していること。  
 ③原則として活動組織は、対象森林と同一県内にあること。
- (2) 対象森林 ①活動を行う時点において森林経営計画及び森林施業計画の策定されていない森林。  
 ②活動面積が0.1ha以上。(少数第2位切り捨て)

#### 3 対象となる活動

種類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、機械の取扱講習、森林の見回り、傷害保険等
(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、森林・竹林の見回り、傷害保険等
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、森林の見回り、傷害保険等
<b>森林機能強化タイプ【追加】</b>	<b>路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良等</b>
<b>教育・研修活動タイプ【変更】</b>	<b>森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導活動、傷害保険等（※平成26年までの森林レクリエーション活動は対象外となりました。）</b>
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

#### 4 交付金の単価、上限、使途

- (1) 交付金単価

種 類	交付単価又は交付率
①活動計画作成等	15万円（初年度のみ）
②地域環境保全タイプ（里山林保全）	1ha 当たり 16万円
③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	1ha 当たり 38万円
④森林資源利用タイプ	1ha 当たり 16万円
⑤森林機能強化タイプ	1m 当たり 1千円
⑥教育・研修活動タイプ	1回当たり 5万円（12回/年，60万円まで）
⑦資機材・施設の整備	1/2 以内

(2) 交付額の上限 1活動組織当たりの交付額の上限は500万円/年

(3) 交付金の使途

区 分	使 途
(1)の種類欄に掲げる①～⑥	人件費、燃油代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・事務用品等の消耗品（単体の取得価格が3万円未満のもの）、郵便料・電信電話・運搬費等の通信運搬、書籍、委託料、食糧費、印刷費等
(1)の種類欄に掲げる⑦	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休息を目的とする簡易建屋）、資材置き場、移動式の簡易なトイレ、設置費等（汎用性のある事務機器等は対象外）

## 5 交付金申請手続き

(1) 申請方法、申請先及び問合せ先

活動する森林の所在する市町の「森づくり担当課」を通じて、広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）へ提出する。

<申請先>

広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会  
 事務局 一般社団法人 広島県森林協会（〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-23）  
 TEL:082-221-7191 FAX:082-221-7194 E-mail:mori-101@giga.ocn.ne.jp

<問合せ先>

広島県農林水産局森林保全課 森づくり推進グループ（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）  
 TEL:082-513-3694 FAX:082-223-73583 E-mail:noushinrin@pref.hiroshima.lj.jp

(2) 募集期間

◆ 平成27年3月13日(金) までに 市町担当課を経由して地域協議会に提出

(3) 審査方法と採択通知

申請額の合計が平成27年度予算内示額を超える場合は、事業量の調整を行います。地域協議会の審査の後、取りまとめて国へ申請を行い、国から交付決定があれば、速やかに採択通知を活動組織の代表者に通知します。

## 6 その他

その他詳細は、下記ホームページを検索して参考にしてください。

広島県森林協会ホームページ <http://www.hsk.ecweb.jp>

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.htm>